

- (2) 荷役装置及び油圧装置の機能
 - (3) 車輪の異常の有無
 - (4) 前照灯、後照灯、方向指示器及び警報装置の機能
- 2 車輻系建設機械の場合は、摩耗が激しく作業の安全性を左右するブレーキ及びクラッチの機能について点検することが定められています。
- 3 点検については、点検基準を定め、チェックリストを作成し、これに基づき点検を実施することが効率的です。

(定期自主検査)

第31条 事業者は、フォークリフト等の機械については、法令に定めるところにより、定期に自主検査を行わなければならない。

- 2 事業者は、定期自主検査を行なったときは、法令で定めるところにより結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。

解説：

- 1 クレーン等の危険な作業を必要とする機械等については、製造時、設置時等に都道府県労働局長、労働基準監督署長や性能検査代行機関による検査を受けなければなりません。
- 2 定期自主検査は、こうした措置に加え、事業者が機械等の使用過程において、一定の期間ごとに自主的にその機能をチェックし、異常の早期発見と補修に努めることが必要であることから設けられているものです。定期自主検査のうち、一定の資格を有する労働者又は登録された検査業者に行わせなければならないものを「特定自主検査」と言います。
- 3 産業廃棄物処理業における定期自主検査の必要な機械等は次の通りです。

区 分	定期検査		特定自主検査	適用法令
	1月以内	1年以内	1年以内	
クレーン	○	○		クレーン則第34・35条
移動式クレーン	○	○		クレーン則第76・77条
動力プレス		○	○	労安則第134の3、135の3
シャー		○		労安則第135条
フォークリフト	○	○	○	労安則第151条の21、22 第151条の24
ショベルローダー	○	○		労安則第151条の31、32
車輻系建設機械 (ドラグショベル等)	○	○	○	労安則第167・168条 労安則第169条の2
乾燥設備		○		労安則第299条

化学設備		○ (※)		労安則第276条
特定化設備		○ (※)		特化則第31条
学設備	局排等	○		特化則第30条
有機溶剤局排装置		○		有機則第20条
粉じん局排装置		○		粉じん則第17条
ボイラー	○			ボイラー則第32条
第1種圧力容器	○			ボイラー則第67条
第2種圧力容器		○		ボイラー則第88条
小型ボイラー		○		ボイラー則第94条
小型圧力容器		○		ボイラー則第94条

注 1 ※印は2年以内毎に1回定期におこなう。

2 化学設備とは、危険物（付属資料4）を製造し、もしくは取扱い又は引火点が65℃以上のものを引火点以上の温度で製造しもしくは取り扱う設備。

（作業手順書）

第32条 事業者は、作業を円滑に進め安全を確保するために、工程等を単位とした作業ごとに、その作業の順序を明確にし、手順ごとに熟練を要する点や安全の要点等を定めた作業手順書を作成させなければならない。

解説：

- 1 作業手順書は、「ムリ」「ムダ」「ムラ」のない作業を追求し、安全な作業を効率よく行うために作成するものです。作業者は、これにより作業を行うことが原則です。日々の作業では、既存の作業手順書だけでは、不十分な場合もあり、改善をした時や変更したときは、その都度改訂することが大事です。
- 2 作業手順書は、まず、作業を分類したマスター表を作成し、優先度を順位付けし作成することが大事です。作成者は、監督者や工程責任者が望ましく、定期的に見直しをするとともに、労働者に教育することが生きた作業手順書になります。
- 3 作業手順書には、次の事項を明記するようにしてください。
 - (1) 基本事項としての、作業名、作業人員、機械、治工具、資格、保護具等
 - (2) 作業のステップと安全や品質確保のための急所及び予想される危険

（機械設備等の安全化）

第33条 事業者は、機械設備等の安全化を図るため、新設機械設備及び既存機械設備について、危険箇所に侵入させないようにするための覆い、囲い、スリーブやセンサーによる自動停止装置等の安全装置の設置及び、機械設備の改善、自動化等を推進し

安全を確保しなければならない。

解説：

- 1 機械設備の安全化は、既存設備の安全化を図ることは当然ですが、新設段階より確実に安全化を図っていく必要があります。この安全化は、本質安全（注）を追求することを意味しており、災害防止の基本的な重要事項です。
（注）本質安全とは、機械設備に事故や異常状態が発生しても、災害に至る前に機械設備が正常な状態になるか、又は安全側に作動するなど、人間が誤操作しても機械が故障しても、災害に至らないことを意味する。
- 2 また、機械設備の安全化は、危険要因を排除し、不安全状態の減少につながります。かつ、作業性の改善が生産性の向上となり、「安全」「生産」「品質」が一体となった活動を促進することになります。
- 3 機械の包括的な安全基準に関する指針（平成13年6月1日 厚生労働省 基発第501号）の中で、機械の製造・改造等をする者は、設計段階でリスクアセスメントを実施し、使用上の情報を使用する者に提供するようになっています。
したがって、事業者は、設置した機械についてリスクアセスメントを実施し、その設備を使用する前に安全対策を実施する必要があります。

（火気使用管理）

第34条 事業者は、事業場内で火気を使用する場合並びに処理物を保管管理する場合に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

1 一般事項

- (1) 溶接、溶断、金属研削等、常時火気を使用するときは、専用の場所で行い周囲に危険物、可燃物等を置かないこと。また、整理、整頓、清掃、清潔に努めること。
- (2) 専用の場所には、見やすい箇所に「火気使用許可証」の標識を掲示すること。
- (3) 専用外の場所で溶接、溶断、金属研削等を行う場合は、管理・監督者の承認を得たのちに作業に着手すること。なお、管理・監督者は、巡回チェックし状況に応じ指導をすること。
- (4) 火気の使用場所には、消火器等の消火設備及び火災報知器を設けること。
- (5) 喫煙は、所定外禁煙とし、喫煙場所には表示をすること。

2 一次保管場所

- (1) 一次保管場所は、焼却炉、乾燥設備等着火源のある施設の周辺には設けないこと。
- (2) 一時保管場所は火気の使用制限及び禁煙区域とし、その旨を表示し消火設備及び火災報知器を設けること。
- (3) 一次保管場所に廃棄物を保管するときは、廃棄物の性質に応じた保管設備を設

- 置し管理すること。
- (4) 廃油等容器に保管されたものは、容器からの漏洩の有無を定期的に点検すること。

解説：

- 1 事業場の専用外の場所で火気を使用する場合も、管理・監督者の承認を取ると同時に、「火気使用許可証」を当該場所に掲示し、かつ、火気監視人を配置し防火活動に従事させるようにすることが大事です。
- 2 火気使用の承認を与えたときは、「火気使用許可証」と一緒に「火気使用チェックシート」を発行し、火気使用者の事前チェックと管理監督者の職場巡回時のチェックができるようにします。
- 3 処理物一時保管所の管理に当たっては、火災等の防止のため次の点を遵守してください。
 - (1) 爆発性、発火性及び引火性のものは、それぞれ区分して危険物保管庫又は貯槽に保管すること。特に、有機過酸化物のうち、過酸化ベンゾイルのような比較的低温で発熱分解をおこすものは、冷暗所に保管すること。
 - (2) 可燃性の廃油等を入れたドラム缶等は平積みで保管し、容器からの漏洩がないかどうかを定期的に点検すること。
 - (3) 自然発火のおそれのある廃棄物は、長期間保管せずできるだけ早期に処理すること。
 - (4) 反応性を有するものは、保護液（石油等）で満たした容器や密閉容器に入れて危険物保管庫又は注水禁止とした貯槽に入れて保管すること。
 - (5) 脱臭装置に使用した活性炭、油類の付着したウエス等は早急に焼却処分すること。
- 4 火気使用場所及び焼却炉、熔融炉等の設備設置場所には、防火設備としての消火栓、消火器、防火用砂等を必要数設置するとともに、定期的に点検するようにしてください。

第2節 車輛等の作業基準

（一般的事項）

第35条 事業者は、場内で用いる車輛（貨物自動車、移動式クレーン、フォークリフト、ショベルローダー、ドラグショベル等）等の取り扱いについては、次の事項を行わなければならない。

- (1) 必要な資格を有する者に運転、操作させること。また、運転免許証等の携帯、車検証等の備え付けを確認すること。
- (2) 作業を開始する前に、車輛の日常点検を実施させること。なお、点検項目は、

- 各車輛に応じて設定すること。
- (3) 車輛の運転中又は点検・整備中に異常が認められた場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、責任者に報告させること。また、補修等により異常が取り除かれるまでは、運転させないこと。
 - (4) 車輛の運転室等の整理、整頓、清掃、清潔に努め、運転室内には、爆発物や可燃物を持ち込ませず、運転席の周囲に不要な物を置かせないこと。
 - (5) 複数の労働者で作業を行う場合や誘導員を置く場合には、作業内容を事前に十分打ち合わせ、決められた合図に従って作業を行わせること。
 - (6) 車輛等が接触する危険のある箇所には、労働者を立ち入らせないこと。又は、誘導員を配置しその者に当該車輛等を誘導させること。
 - (7) 運搬作業に必要な用具等については、走行中に落下しないように所定の場所に保管させること。
 - (8) 運転席から離れる場合には、フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に、またバケット、ジッパー等の作業装置を地上に接地させること。
また、原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車輛の逸走防止を図らせること。
なお、作業が終了したときは、鍵を抜き保管場所に保管させること。
 - (9) 作業を行う場所の地形、地盤の状態等に応じたフォークリフト等の適正な制限速度を定めるとともに、それにより作業をさせること。
 - (10) フォークリフト等の転倒又は転落による危険を防止するため、運行経路について必要な幅員を保持する、地盤の不同沈下を防止する、路肩の崩壊を防止する等必要な措置を講じること。
 - (11) 車輛等の運転又は操作中は、携帯電話等の連絡用具を使用させないこと。
 - (12) 事業場内で事故・災害が発生した場合は、負傷者の救助を行い、二次災害の防止措置を講じるとともに、現場の保存、責任者に報告し指示を受けたのちに措置すること。

解説：

車輛を取り扱う場合、共通的に大事なことは次の通りです。

- 1 有資格者が運転・操作し、資格証を携帯することです。
- 2 労働者の立ち入り禁止、誘導員の配置等車輛との接触防止策をとることです。
- 3 適切な保護具を装着することです。
- 4 作業開始前に点検を行い、異常の早期発見と早期措置を図ることです。
- 5 整理、整頓、清掃、清潔に努めることです。
- 6 運転席を離れるときは、一時停止でも、できるだけ鍵を外す習慣をつけ、関係者以外の人が運転を出来ないように管理する必要があります。